

令和7年度 東郷町立諸輪小学校いじめ防止基本方針

はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級にもどの児童にも起こりうる」という基本認識の下、本校児童全員が、楽しく豊かな小学校生活を送ることができる、いじめのない学校にするため、以下の方針を策定する。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

2 いじめ防止のための基本姿勢

- ・ 学年・学級指導等を通して、学校・学級内にいじめを絶対に許さない・見過ごさない雰囲気をつくる。
- ・ 指導・研修を通して、児童・教職員の人権尊重の意識を高める。
- ・ 児童一人一人に集団の中での居場所があり、活躍の場がある教育活動を進める。
- ・ 教師が分かる授業を心掛け、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を高める。
- ・ いじめ問題について保護者への情報発信・連絡を密にし、教育委員会や警察との連携を深める。

3 いじめ未然防止、早期発見、早期対応のための取組

学校の実施

保護者への依頼

(1) いじめの未然防止

- ・ いじめの定義や、いじめを見て見ないふりもいじめにつながることを知る授業を実施する。
- ・ 児童が互いの長所や価値観の違いを知る活動を実施する。
- ・ 学級のルールを守るなどの規範意識を高める。
- ・ 人との関わり方を身に付けさせるためのソーシャルスキルトレーニング等を行う。
- ・ 友達と分かり合える楽しさや嬉しさを実感できるグループ活動や係活動を工夫する。
- ・ 話し合い活動を活発にし、コミュニケーション力を身に付けさせる。
- ・ 人権教育・情報モラル教育を実践する。
- ・ 正しい判断力を育成する。
- ・ いじめのサインに気付けるように、児童とのコミュニケーションに努め、観察する。
- ・ 相談しやすい雰囲気をつくる。

- ・ 自他の物を区別し、物を大切に扱う心の育成
- ・ 善悪の判断を育成
- ・ 携帯電話、インターネット、ゲーム等の約束づくり
- ・ 家庭内の金品の管理
- ・ 子どもに掛ける言葉づかいへの注意
- ・ 挨拶の励行
- ・ 日常的、積極的な子どもとの会話
- ・ 子どもに関心をもち、寂しさやストレスに気付く
- ・ 子どもの頑張りを認めて褒め、いけないときははっきり叱る
- ・ 地域の体験活動への参加

(2) いじめの早期発見

- ・ 集団から離れて一人での児童へ声を掛ける。
- ・ 教育相談アンケート、教育相談による情報収集を行う。
- ・ 持ち物にいたずらや紛失があった場合は原因を追究

- ・ 日常的、積極的な子どもとの会話
- ・ 服装の汚れや乱れ、けがのチェック
- ・ 子どもの持ち物の紛失や増加に注意
- ・ 家庭内の金品の紛失に注意

する。

(3) いじめへの早期対応 (○いじめられた側、●いじめた側)

- 組織的に対応し、教職員間で情報共有する。
- 本人や周囲から親身になって聞き取り、本人や保護者の苦しみを受け止め、迅速に初期対応をする。
- 安心な学習場所を確保する。
- 放課や登下校時に被害が継続しない取組をする。
- いじめの原因や背景の調査により根本的に解決する。
- 苦しい心情への共感といじめから守る約束をする。
- 関係機関と連携する (教育委員会・警察・児童相談所・SSW・カウンセラー等)。
- 事実を確認し、いじめは絶対に許さない毅然とした態度で阻止する。
- 相手の心の痛みに気付かせる指導をする。
- いじめの原因や背景の調査により根本的に解決する。
- 関係機関と連携する (教育委員会・警察・児童相談所・SSW・カウンセラー等)。
- ・ 直接関係のない児童には、傍観することがいじめに加担することと同じであること、いじめられた児童の苦しさへの理解を促す。
- ・ 強い児童の言いなりにならず、自分の意思で行動することの大切さを指導する。
- ・ けんかやふざけ合いであっても、いじめである可能性があるため、背景にある事情の調査を十分に行う。
- ・ いじめが「解消している」状態に至った場合でも、被害児童・加害児童を注意深く観察し、再発防止に努める。

- 子どもの話をよく聞いて、事実や心情を把握
- 問題解決へ向けた学校方針への理解と協力

- いじめられた児童を守る対応をすることへの理解
- 事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞く
- 被害児童、保護者への対応 (謝罪等)

- ・ いじめに気付いた場合、傍観者とならず学校や保護者へ通告できるように指導
- ・ どんな場合でもいじめる側や傍観者にならない強い意志を育成

4 教育委員会や関係機関との連携

- (1) いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の対応などを相談する。
- (2) いじめの内容が犯罪行為として扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。また、児童の生命、身体または財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

5 保護者への連絡と支援・援助

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を明確に伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。

6 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認める場合は、学校教育法第11条に基づき、いじめを受けた児童の保護を第一に、いじめを行った児童に対して、教育的配慮に留意しながら適切な懲戒 (謝罪文の記述・別室指導・出席停止を含む) を加えることがある。

7 いじめ防止のための取組の改善

本校「いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、目標達成状況を評価するとともに、取組の改善を図る。